



2019年5月30日

各位

会社名 株式会社 S O U  
代表者名 代表取締役社長 寄本 晋輔  
(コード番号：9270 東証マザーズ)  
問合せ先 社長室長 深谷 良治  
(TEL. 03-4580-9983)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年8月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 170,170株
(3) 処分価額	1株につき3,600円
(4) 処分総額	612,612,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 1名 10,000株 当社の幹部従業員 16名 85,300株 当社の従業員(幹部従業員を除く。以下、同じ。) 352名 62,740株 当社子会社の取締役 1名 2,000株 当社子会社の幹部従業員 1名 2,000株 当社子会社の従業員 81名 8,130株 ※社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

##### 2. 処分の目的及び理由

本自己株処分は、当社及び当社子会社の取締役、幹部従業員及び従業員（幹部従業員を除く。以下、同じ。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2018年10月15日開催の当社取締役会及び2018年11月22日開催の当社第7回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）に基づき、本日開催の当社取締役会決議により行われるものです。

本日、当社取締役会により、下表の報酬対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役1名、幹部従業員16名及び従業員352名並びに当社子会社の取締役1名、幹部従業員1名及び従業員81名（以下、総称して、「割当対象者」という。）に対して支給された金銭報酬債権合計612,612,000円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式と

して当社普通株式 170,170 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお本制度における譲渡制限付株式には下表の通り 2 種類あり、ひとつは当社グループの取締役及び幹部従業員に付与される譲渡制限期間内に設定された業績目標の未達成などの一定の事由が生じた場合に当社が当然に無償取得する譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）と、また一方は当社グループの幹部従業員及び従業員に付与される譲渡制限付株式Ⅰでない譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。）で構成されます。

割当対象者	譲渡制限付株式の種類	報酬対象期間
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅰ	2019年8月1日～ 2021年10月31日
当社子会社の取締役		
当社グループの幹部従業員		
当社グループの従業員	譲渡制限付株式Ⅱ	2019年8月1日～ 2021年7月31日

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間（以下、譲渡制限付株式Ⅰの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式Ⅱの譲渡制限期間を「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ及びⅡ（以下、「本割当株式Ⅰ」及び「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の種類	譲渡制限期間
譲渡制限付株式Ⅰ	2019年8月1日～2021年10月31日
譲渡制限付株式Ⅱ	2019年8月1日～2021年7月31日

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、下表に定める無償取得事由のうち、当社の取締役が本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。）、当社子会社の取締役若しくは当社グループの幹部従業員が本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社及び当社子会社等（持分法適用会社を含む。以下、同じ。）の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合、又は当社グループの幹部若しくは従業員が本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社

及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。）に該当したときは、本割当株式Ⅰ及びⅡを、当該無償取得事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式Ⅰ及びⅡのうち、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡがそれぞれ満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、本割当株式Ⅰについては本譲渡制限期間Ⅰの満了した時点の直後の時点、本割当株式Ⅱについては本譲渡制限期間Ⅱの満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

割当対象者	譲渡制限付株式の種類	無償取得事由
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅰ	当社第10期事業年度（2020年9月1日～2021年8月31日）の連結営業利益が目標未達となった場合、又は、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。）。
当社子会社の取締役		当社第10期事業年度（2020年9月1日～2021年8月31日）の連結営業利益が目標未達となった場合、又は、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合。
当社グループの幹部従業員		本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。）。
当社グループの従業員	譲渡制限付株式Ⅱ	

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、下表に定める譲渡制限の解除条件を充足した場合、本譲渡制限期間Ⅰ及びⅡが満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ及びⅡの全部につき、それぞれ譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了する前に、当社の取締役については当社の取締役の地位を喪失した場合、当社子会社取締役又は当社グループの幹部従業員及び従業員については当社及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、下表に定める通り取り扱うものとしたします。

割当対象者	譲渡制限付株式の種類	解除条件	当社取締役会が正当と認める理由により地位

			を喪失した場合の取扱い
当社の取締役	譲渡制限付株式Ⅰ	当社第10期事業年度（2020年9月1日～2021年8月31日）の連結営業利益の目標を達成した場合で、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、2021年10月31日まで継続して、当社の取締役の地位にあった場合（当社取締役会が正当と認める理由により本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合を除く。）。	本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの全部についての本譲渡制限を解除する。
当社子会社の取締役		当社第10期事業年度（2020年9月1日～2021年8月31日）の連結営業利益が目標を達成した場合で、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、2021年10月31日まで継続して、当社又は当社子会社等の取締役、幹部従業員又は従業員のいずれかの地位にあった場合。	本割当株式Ⅰの譲渡制限を解除しない。
当社グループの幹部従業員	譲渡制限付株式Ⅱ	本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、継続して、当社又は当社子会社等の取締役、幹部従業員又は従業員のいずれかの地位にあった場合（当社取締役会が正当と認める理由により本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合を除く。）。	2019年8月から割当対象者が当社及び当社子会社等の取締役、幹部従業員及び従業員のいずれの地位を喪失した日を含む月までの月数を、24で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該喪失の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。
当社グループの従業員			

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及びⅡについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及びⅡを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰについては譲渡制限を解除せず、本割当株式Ⅱについては、当社取締役会決議により、2019年8月から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとして扱います。この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ及びⅡの全部を当然に無償で取得するものとして扱います。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2019年5月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,600円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上